

第100回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催会場

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
当社本店（昨年と同会場となります。）

目次

■ 第100回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	9
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） 11名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	
〈株主提案〉	
第4号議案 定款一部変更の件（1）	
第5号議案 定款一部変更の件（2）	
第6号議案 定款一部変更の件（3）	
第7号議案 定款一部変更の件（4）	
第8号議案 定款一部変更の件（5）	

【お土産等について】

ご来場の株主さまへのお土産等はありません。
何卒ご理解たまわりますようお願いいたします。

東北電力株式会社

（証券コード 9506）

■ 東北電力グループ経営理念

「地域社会との共栄」

私たちは、お客さまや地域によりそい、挑戦と変革をしつづけることで、東北電力グループだからできる価値を創造し、豊かな社会と自らの成長を実現します。

■ 東北電力グループスローガン

より、そう、ちから。

東北電力グループだからお役に立てる、より治う力。

それは、お客さまひとりひとりを見つめ ライフスタイルに合った快適な暮らしを提案していくこと。

そして、これからも地域に、寄り添う力。

それは、創立以来の変わらない想いを胸に 地域とともに発展しつづけること。

心からの感謝の気持ちと大きなこころざしを持って ひとりひとりへ、そして地域へ。

私たちは、皆さまのお力となれるよう、取り組んでまいります。

株主のみなさまへ

平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申しあげます。また、みなさまのご支援により、当社の株主総会が100回という節目を迎えますことに感謝申しあげます。

2023年度決算は、燃料費調整制度のタイムラグ影響や電気料金の見直しに加え、徹底した効率化の取り組みなどもあり、収支は大きく改善いたしました。自己資本比率は15.4%にとどまるなど、過去2年にわたる損失計上により毀損した財務基盤は回復途上にあります。また、燃料・卸電力取引市場価格の変動リスクの高まりに伴い、将来の不確実性が継続するとともに、カーボンニュートラルの潮流加速やデジタル化の進展などにより、今後、経営環境は変化していくものと考えております。

こうしたなか、「よりそう next」の後半期を迎えるにあたり、これまでの取り組みにおける成果・反省や至近の事業環境変化、将来見通しなどを踏まえた今後の経営展開として、2024年4月に「よりそう next ^{PLUS}」を策定し、新たな財務目標も設定いたしました。

当社企業グループは、経営理念「地域社会との共栄」とグループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、電気・エネルギーを中心とした事業を展開することで、ステークホルダーのみなさまとともに価値を共創し、地域のみなさまが快適・安全・安心な暮らしを実感できるスマート社会の実現に貢献してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

2024年6月

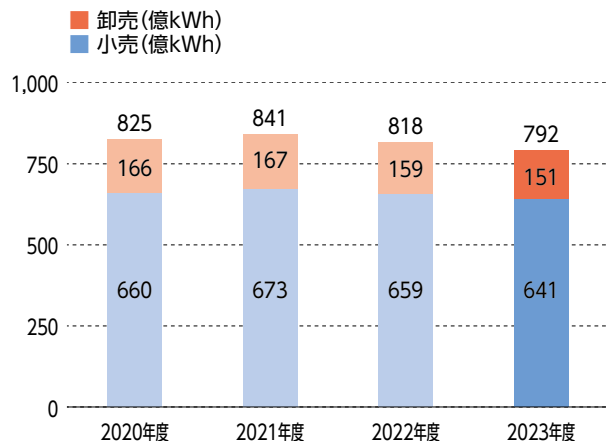


取締役会長
増子 次郎

取締役社長
樋口 康一郎

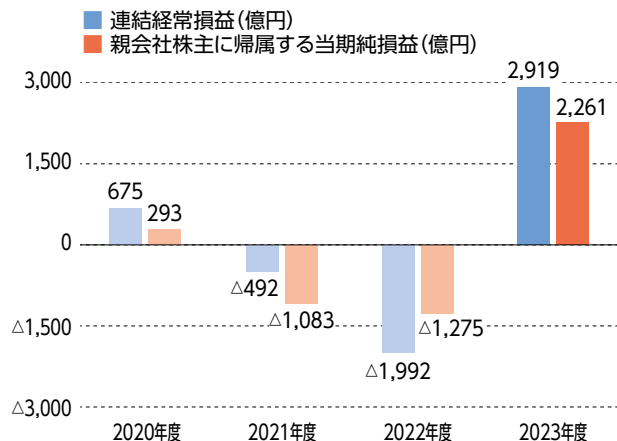
業績ハイライト

■販売電力量※1

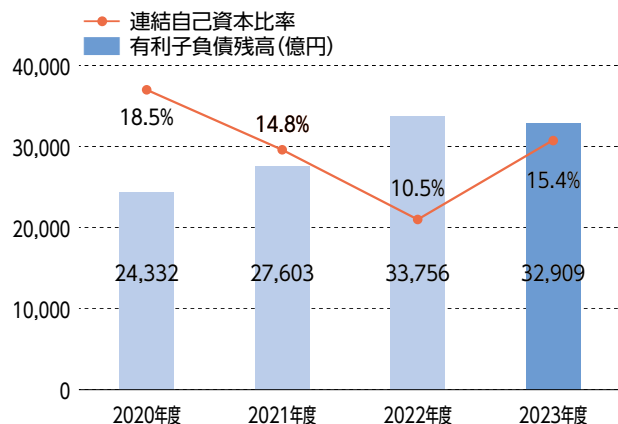


※1. 東北電力個社値であり、送配電事業を除く

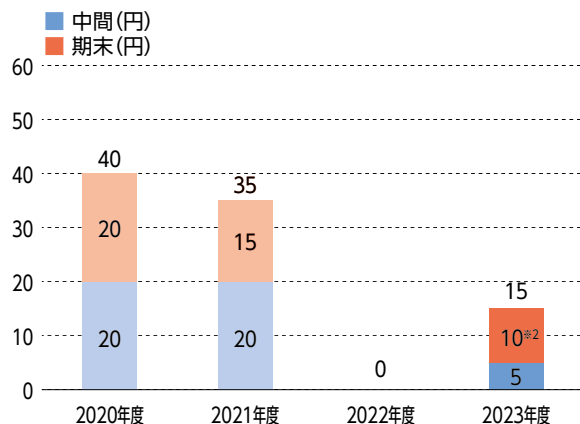
■連結経常損益, 親会社株主に帰属する当期純損益



■連結自己資本比率, 有利子負債残高



■1株当たりの配当金



※2. 2023年度期末配当金は本総会において剰余金処分議案が可決された場合

資本コストを上回る企業価値創出
を目指した取り組みはこちらの
QRコードからご覧ください。

決算説明資料



よりそうnext+PLUS



(決算説明資料) https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/report/co_explanation/
(よりそうnext+PLUS) <https://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/vision.html>

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東 北 電 力 株 式 有 限 公 司
取締役会長 増 子 次 郎

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第100回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/stock/g_metting/index.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（東北電力）または証券コード（9506）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧ください、**2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日	時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場	所	仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店
3. 目 的 事 項	報告事項 1. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 〈株主提案（第4号議案から第8号議案まで）〉 第4号議案 定款一部変更の件（1） 第5号議案 定款一部変更の件（2） 第6号議案 定款一部変更の件（3） 第7号議案 定款一部変更の件（4） 第8号議案 定款一部変更の件（5） 上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（9頁から34頁）に記載のとおりであります。	
4. 招集にあたっての その他決定事項	(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主のみなさまに対して交付する書面には記載しておりません。 ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 なお、①は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、あわせて監査を受けております。また、②および③は、監査等委員会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。 (2) インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 (3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 (4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。	

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、当社および東証のウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵 送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時到着分まで

インターネット



○パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時まで

詳細は以下の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。



「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分まではご利用いただけません。)

ご注意事項

○複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

○パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

○議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンの場合)

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

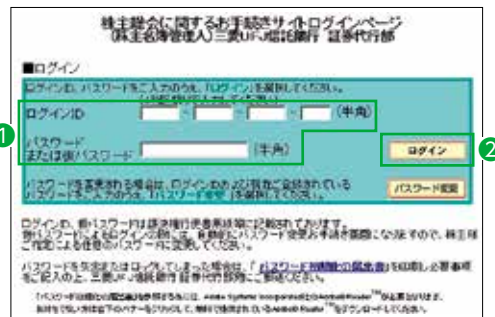
- 1 議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

- 1 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。



- 1 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック
- 3 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時まで）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会インターネット視聴のご案内

株主総会の模様をインターネットでご視聴いただくことができますので、ご希望される場合は、以下のご案内を参照のうえ、ご視聴ください。

1. 配信日時

2024年6月26日（水曜日） 午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2. 視聴ページへのログイン

(1) 視聴URLをご入力いただくか、スマートフォン等で「QRコード」を読み取ってください。

(視聴URL) <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

※視聴ページへは、「当社ホームページ」－「IR・会社情報・サステナビリティ」－「株主・投資家のみなさま」－「株主総会」からもアクセスが可能です。

(QRコード)



(2) ログイン画面で、「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID	「0145」＋「議決権行使書用紙に記載の株主番号（ハイフン除く8桁）」
パスワード	「ご登録住所の郵便番号（ハイフン除く7桁）」＋「2024」

(ご注意)「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので、当日まで大切に保管ください。

[ログインID・パスワードの記載位置]

東北電力株式会社 御中 議決権行使書	行使できる議決権の数 株	基準日現在のご所有株式数 株
〇〇市〇〇町〇〇 電力 太郎	〇 〇 〇	ログインQRコード ログインID 0145-XXXX-XXXX-XXXX 株主番号(8桁) 仮パスワード XXXXX

パスワード (郵便番号＋2024)

ログインID (0145＋株主番号)

[インターネット視聴ログイン画面（イメージ）]

ログイン画面（三菱ＵＦＪ信託銀行のウェブサイト）で、以下のとおりログインＩＤ、パスワードを入力のうち、ログインしてください。

※2024年3月末（基準日）以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合は、議決権行使書用紙に記載の郵便番号ではなく、基準日時点にご登録いただいていた郵便番号をご入力ください。

3. インターネット視聴に関するご留意事項

- (1) 本総会において、インターネットによるご視聴は、株主総会への「出席」とは取り扱いません。（ご質問、動議、当日の議決権行使等を行うことはできません。）
- (2) 議決権行使は、インターネット・郵送により招集ご通知に記載の行使期限までをお願いいたします。
- (3) 映像および音声を複製し利用（SNSへの投稿・配信等）することを禁止いたします。
- (4) ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (6) 当日の会場映像は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

[ログイン方法、ログインIDおよびパスワードに関するお問い合わせ先]

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

0120-676-808

（土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで、ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで）

[インターネット視聴（視聴不具合等）に関するお問い合わせ先]

株式会社Ｊストリーム

0120-597-260

（株主総会当日の午前9時30分から株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当につきましては、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

当年度につきましては、燃料価格の低下による燃料費調整制度のタイムラグ影響が利益を大きく押し上げたことに加え、電気料金見直しなどにより、収支が大きく改善いたしました。

一方で、自己資本比率は15%程度と低位にとどまるなど、ウクライナ危機により毀損した財務基盤は厳しい状況が継続しております。

そのため、大規模な自然災害や国際情勢の変化などの事業リスクに対応できるよう、自己資本の早期回復や有利子負債の着実な削減に努めるなど、財務体質の改善に注力していくことが重要と考えております。

これらを総合的に勘案し、2023年度の期末配当金につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。なお、中間配当金とあわせた当年度の年間配当金は、1株につき15円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 5,011,083,610円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案（会社提案） 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社の役職等	取締役会への出席状況
1	増子 次郎 再任 男性	取 締 役 会 長	11 / 11 [㊦] (100%)
2	樋口 康二郎 再任 男性	取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	11 / 11 [㊦] (100%)
3	石山 一弘 再任 男性	取 締 役 副 社 長 副 社 長 執 行 役 員	11 / 11 [㊦] (100%)
4	高野 広充 再任 男性	取 締 役 副 社 長 副 社 長 執 行 役 員	11 / 11 [㊦] (100%)
5	砂子田 智 再任 男性	取 締 役 副 社 長 副 社 長 執 行 役 員	11 / 11 [㊦] (100%)
6	金澤 定男 再任 男性	取 締 役 常 務 執 行 役 員	9 / 9 [㊦] (100%)
7	佐々木 裕司 新任 男性	常 務 執 行 役 員	—
8	川野邊 修 再任 男性 独立社外取締役候補者	社 外 取 締 役	11 / 11 [㊦] (100%)
9	永井 幹人 再任 男性 独立社外取締役候補者	社 外 取 締 役	11 / 11 [㊦] (100%)
10	植原 恵子 再任 女性 独立社外取締役候補者	社 外 取 締 役	11 / 11 [㊦] (100%)
11	伊藤 秀二 新任 男性 独立社外取締役候補者	—	—

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 候補者金澤定男の取締役会への出席状況は、2023年6月28日以降に開催された取締役会を対象としております。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者川野邊修、同永井幹人、同植原恵子との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者川野邊修、同永井幹人、同植原恵子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者伊藤秀二の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。各再任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、各新任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2024年7月に同契約を更新する予定です。
7. 東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を、当社従業員などが閲覧していた事案等が確認され、昨年4月に、当社および東北電力ネットワーク株式会社に対し、電力・ガス取引監視等委員会等からの業務改善勧告等がなされました。現在、当社の社外取締役である川野邊修、永井幹人、植原恵子の各氏は、当該事案等を事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス徹底の視点に立った積極的な提言を行うとともに、当該事案等の判明後は、全容説明および原因究明のための徹底した調査や、再発防止策の実施状況の検証および社内のモニタリング体制強化等に関し提言を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号 1	ます こ じ ろ う 増子 次郎	1955年7月7日生	所有する当社の株式数 23,500株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	----------------------------	------------	-----------------------	---



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社執行役員 青森支店長
 2014年6月 同社執行役員 火力原子力本部原子力部長
 2015年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長
 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 2018年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2021年4月 同社取締役会長（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

一般社団法人東北経済連合会会長

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2015年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役副社長 副社長執行役員を、また2021年4月から取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号 2	ひ ぐ ち こ う じ ろ う 樋口 康二郎	1957年10月26日生	所有する当社の株式数 15,800株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	----------------------------------	--------------	-----------------------	---



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社原町火力発電所長
 2013年6月 同社執行役員 火力原子力本部火力部長
 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 2018年4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理
 原子力本部副本部長
 2019年6月 同社取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当
 原子力本部長代理
 2020年4月 同社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2016年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を、2019年6月から取締役副社長 副社長執行役員を、また2020年4月から取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。



再 任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 東北電力株式会社入社
2016年6月 同社環境部長
2018年4月 同社企画部長
2018年6月 同社執行役員 企画部長
2019年6月 同社常務執行役員 企画部長
2020年7月 同社常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
2021年6月 同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
2022年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当
サステナビリティ担当
2024年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 サステナビリティ担当
(現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員企画部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を、また2022年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4	たかの ひろみつ 高野 広充	1960年5月4日生	所有する当社の株式数 13,100株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	--------------------------	------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2015年6月 同社総務部長
 2017年7月 同社ビジネスサポート本部総務部長兼電力ネットワーク本部ネットワーク総務部長
 2018年4月 同社ビジネスサポート本部総務部長兼送配電カンパニーネットワーク総務部長
 2018年6月 同社上席執行役員 新潟支店長
 2020年4月 同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長 原子力本部副本部長
 2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部長代理 発電・販売カンパニー副カンパニー長
 2021年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長代理 発電・販売カンパニー副カンパニー長
 2022年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当
 2023年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当 コンプライアンス推進担当
 危機管理担当 行為規制遵守・確認責任者（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ユアテック取締役

【取締役候補者とした理由】

入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、総務部長、上席執行役員新潟支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を、また2022年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5	いさご だ さとし 砂子田 智	1961年6月19日生	所有する当社の株式数 9,800株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	---------------------------	-------------	----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員 人財部長
 2017年6月 同社執行役員 岩手支店長
 2019年6月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長 原子力本部副本部長
 2022年4月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2022年6月 同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2023年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスサポート本部長 最高財務責任者(CFO)
 原子力本部副本部長（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、経営管理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員人財部長、執行役員岩手支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2022年6月から取締役 常務執行役員を、また2023年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 6	かなざわ さだお 金澤 定男	1958年11月19日生	所有する当社の株式数 11,600株	取締役会への出席状況 9 / 9 回 (100%)
-------------------	--------------------------	--------------	-----------------------	------------------------------



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
2018年6月 同社執行役員 原子力本部原子力部長
2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力本部原子力部長
2023年4月 同社常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
2023年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員原子力部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2023年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 7	さ さ き ゆうじ 佐々木 裕司	1960年10月28日生	所有する当社の株式数 9,100株	取締役会への出席状況 —
-------------------	----------------------------	--------------	----------------------	-----------------



新 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
2016年6月 同社執行役員 グループ事業推進部長
2017年6月 同社執行役員 東京支社長
2020年4月 同社上席執行役員 東京支社長
2021年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当 原子力本部副本部長 支店統轄
2022年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当 再生可能エネルギーカンパニー長 原子力本部副本部長 支店統轄（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員グループ事業推進部長、上席執行役員東京支社長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 8	かわのべ 川野邊 修	1954年6月6日生	所有する当社の株式数 5,200株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^① (100%)
-------------------	----------------------	------------	----------------------	---



再 任

男 性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2014年6月 東日本旅客鉄道株式会社常務取締役鉄道事業本部長
 2016年6月 同社代表取締役副社長社長補佐（全般）、鉄道事業本部長
 2019年6月 同社代表取締役副社長退任
 2019年6月 JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長（現在にいたる）
 2020年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

川野邊氏は、JR東日本メカトロニクス株式会社の代表取締役社長であり、また、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役副社長などを歴任し、公益事業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、鉄道関連事業をベースとしつつ事業の多角化を主導する企業経営者としての豊富な経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者川野邊修は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者川野邊修が2019年6月まで代表取締役副社長を務めていた東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の2%未満であります。
- また、当社は、同氏が代表取締役社長を務めるJR東日本メカトロニクス株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
3. 候補者川野邊修は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）取締役副頭取
 2013年4月 同社理事
 2013年4月 同社理事退任
 2013年5月 新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）副社長執行役員
 2013年6月 同社取締役副社長
 2014年6月 同社代表取締役社長
 2019年4月 日鉄興和不動産株式会社取締役相談役
 2019年6月 同社相談役
 2019年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員（2024年6月27日退任予定）
 2020年6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外取締役
 （2024年6月26日退任予定）
 2021年6月 日鉄興和不動産株式会社相談役退任
 2021年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
 2021年8月 株式会社オオバ社外取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員（2024年6月27日退任予定）
 株式会社ニッスイ社外取締役（2024年6月26日退任予定）
 株式会社オオバ社外取締役
 岡三証券株式会社社外取締役監査等委員（2024年7月1日就任予定）

【社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要】

永井氏は、新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）の代表取締役社長として不動産事業の経営に携わり、また、株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の取締役副頭取などを歴任し、銀行業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者永井幹人は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者永井幹人が2013年3月まで取締役副頭取、同年4月まで理事を務めていた株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結経常収益の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の5%未満であります。
3. 当社は、候補者永井幹人が2019年3月まで代表取締役社長、2021年6月まで相談役を務めていた新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。
4. 候補者永井幹人は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年あります。

候補者番号 10	う え は ら 植原 恵子	1960年1月7日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^① (100%)
--------------------	-------------------------	------------	------------------	---



再 任

女 性

独立社外
取締役候補者**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2009年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役
 2011年3月 同社執行役退任
 2011年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役
 2018年6月 丸三証券株式会社社外取締役（現在にいたる）
 2020年3月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役退任
 2022年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

丸三証券株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

植原氏は、株式会社大和証券ビジネスセンターの専務取締役としてバックオフィス事業の経営に携わり、また、株式会社大和証券グループ本社の執行役などを歴任するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といいたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者植原恵子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者植原恵子は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年あります。

候補者番号 11	いとう しゅうじ 伊藤 秀二	1957年2月25日生	所有する当社の株式数 3,000株	取締役会への出席状況 —
--------------------	--------------------------	-------------	----------------------	-----------------



新任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年6月 カルビー株式会社取締役 常務執行役員CMO
マーケティンググループコントローラー
2009年6月 同社代表取締役社長兼COO
2018年6月 同社代表取締役社長兼CEO
2023年4月 同社取締役
2023年6月 同社相談役（現在にいたる）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

伊藤氏は、カルビー株式会社の代表取締役社長兼CEOなどを歴任し、食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験およびマーケティングに関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

（注） 候補者伊藤秀二は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

《監査等委員会の意見》

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について、別途定める当社の取締役候補者の指名の方針・手続、取締役報酬決定の方針・手続等を踏まえ、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセス等を中心に検討を行いました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等のいずれについても、特段指摘すべき事項はありませんでした。

第3号議案（会社提案） 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役藤倉勝明氏および同小林一生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	ふじくら かつあき 藤倉 勝明 再任 男性	取 締 役 監 査 等 委 員	11 / 11 [㊦] (100%)	13 / 13 [㊦] (100%)
2	こばやし かず お 小林 一生 再任 男性 独立社外取締役候補者	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	11 / 11 [㊦] (100%)	13 / 13 [㊦] (100%)

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者藤倉勝明、同小林一生との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者藤倉勝明、同小林一生の選任についてご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、監査等委員である取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。候補者藤倉勝明、同小林一生の選任についてご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、監査等委員である取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者藤倉勝明、同小林一生の選任についてご承認いただいた場合には、両氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2024年7月に同契約を更新する予定です。
6. 東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を、当社従業員などが閲覧していた事案等が確認され、昨年4月に、当社および東北電力ネットワーク株式会社に対し、電力・ガス取引監視等委員会等からの業務改善勧告等がなされました。現在、当社の監査等委員である社外取締役の小林一生氏は、当該事案等を事前に認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンス徹底の視点に立った積極的な提言を行うとともに、当該事案等の判明後は、全容解明および原因究明のための徹底した調査や、再発防止策の実施状況の検証および社内のモニタリング体制強化等に関し提言を行うなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

第3号議案が原案のとおり承認可決されすると、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

氏 名	当社の役職等
ふじくら かつあき 藤倉 勝明 再任 男性	取 締 役 監 査 等 委 員
みや はら いく こ 宮原 育子 現任 女性 独立社外取締役	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員
こ ばやし かず お 小林 一生 再任 男性 独立社外取締役	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員
い で あき こ 井手 明子 現任 女性 独立社外取締役	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員

候補者番号 1	ふじくら かつあき 藤倉 勝明	1958年12月9日生	所有する当社の株式数 19,700株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^④ (100%) 監査等委員会への出席状況 13 / 13 ^④ (100%)
-------------------	---------------------------	-------------	-----------------------	--



再 任
男 性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1982年4月 東北電力株式会社入社
2015年6月 同社執行役員 火力原子力本部燃料部長
2018年4月 同社執行役員 発電・販売カンパニー燃料部長
2018年6月 同社執行役員待遇 監査等特命役員
2020年4月 同社上席執行役員 新潟支店長
2022年4月 同社上席執行役員
2022年6月 同社取締役 監査等委員（現在にいたる）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

入社以来，燃料部門を中心とした業務経験を有し，執行役員燃料部長，執行役員待遇監査等特命役員，上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。2022年6月から取締役 監査等委員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般・監査全般に関する知見を有していることから，監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2	こばやし かずお 小林 一生	1955年12月8日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%) 監査等委員会への出席状況 13 / 13 ^回 (100%)
-------------------	--------------------------	-------------	------------------	--



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年3月 日本生命保険相互会社取締役専務執行役員
 2015年6月 株式会社百十四銀行社外監査役
 2016年3月 日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
 2017年6月 株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員
 2019年3月 日本生命保険相互会社取締役審議役（監査部）
 2019年6月 株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員退任
 2019年6月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社監査役（非常勤）
 2019年6月 はなさく生命保険株式会社監査役（非常勤）
 2019年6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）
 2019年7月 日本生命保険相互会社常任監査役（常勤）
 2020年6月 東北電力株式会社取締役 監査等委員（現在にいたる）
 2022年7月 日本生命保険相互会社取締役監査等委員（常勤）
 2023年6月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社監査役（非常勤）退任
 2023年6月 はなさく生命保険株式会社監査役（非常勤）退任
 2023年6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）退任
 2023年7月 日本生命保険相互会社顧問（現在にいたる）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小林氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役副社長執行役員および取締役監査等委員（常勤）などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか、生命保険業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

同氏は、財務および会計に関する知見や金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。

- (注) 1. 候補者小林一生は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者小林一生が過去に代表取締役副社長執行役員および取締役監査等委員（常勤）を務め、現在は顧問を務める日本生命保険相互会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結保険料等収入の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の2%未満であります。
3. 候補者小林一生は、公認内部監査人および公認情報システム監査人の資格を有しております。
4. 候補者小林一生は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

《第2号議案および第3号議案に関するご参考事項》

1. 取締役候補者指名の方針

- ・取締役候補者の選定に当たり、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。
- ・社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、
 - ・先見的ビジョンや創造的ビジネスモデルを構想し、組織を牽引する「構想力」
 - ・知識・経験やプリンシプルに基づき、自らの責任のもと意思決定を行う「決断力」
 - ・社内外の叡智と資源を結集させ積極果敢に挑戦し、粘り強く目標を達成する「完遂力」
 - ・鋭い感覚でビジネスチャンスを発掘するとともに、リスクの兆候を見逃さない「感知力」
 - ・高い道徳観と公益事業を担う強い使命感を併せ持つ「高潔性」を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。
- ・社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
- ・監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかにも重視して選定する。
- ・社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、判断する。

2. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において、①から③までのいずれかに該当していた者
- ⑤次のaからdまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から④までのいずれかに該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において上記b, cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

3. 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の、取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。特に期待する分野として記載した7項目は、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」実現に向けて、取締役会として一般的に必要なスキルと今後の戦略実現に必要なとなるスキルを集約のうえ、分類・整理したものです。

	氏名	性別	特に期待する分野※1						
			企業経営	テクノロジー ※2	財務・会計	法務・ リスク管理	事業開発・ マーケティング	ソーシャル コミュニケーション ※3	人事・ 人財開発
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	増子 次郎	男性	●	●				●	
	樋口 康二郎	男性	●	●		●			
	石山 一弘	男性	●	●		●			
	高野 広充	男性	●			●		●	
	砂子田 智	男性	●		●				●
	金澤 定男	男性		●				●	
	佐々木 裕司	男性					●	●	
	川野邊 修	男性	●	●		●			
	永井 幹人	男性	●		●	●			
	植原 恵子	女性			●			●	●
	伊藤 秀二	男性	●				●	●	
監査等委員である 取締役	藤倉 勝明	男性				●		●	
	宮原 育子	女性					●	●	●
	小林 一生	男性	●		●		●		
	井手 明子	女性	●				●	●	

※1. 上記一覧表は、各取締役が有するスキルの中から特に期待する分野を最大3つまで記載したものであり、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

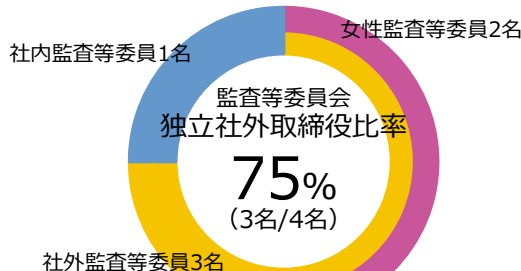
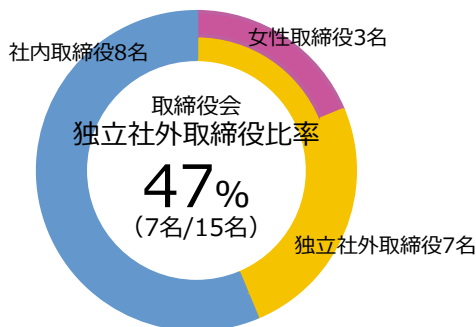
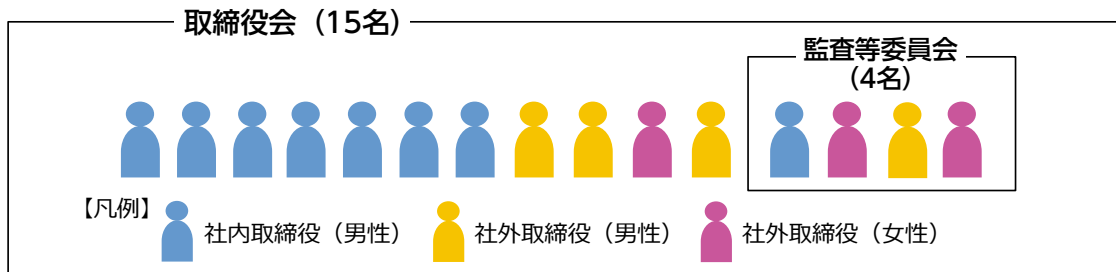
※2. 「テクノロジー」は、電力や機械等の技術全般に関するスキルを表しており、カーボンニュートラル達成に向けた環境に関するスキルも含んでおります。

※3. 「ソーシャルコミュニケーション」は、地域をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションに係るスキルを表しております。

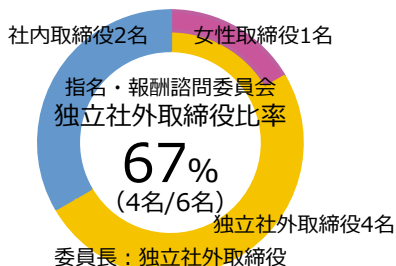
4. コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めています。

■取締役会の構成（本総会において取締役選任議案が可決された場合）



【2024年4月現在の指名・報酬諮問委員会】



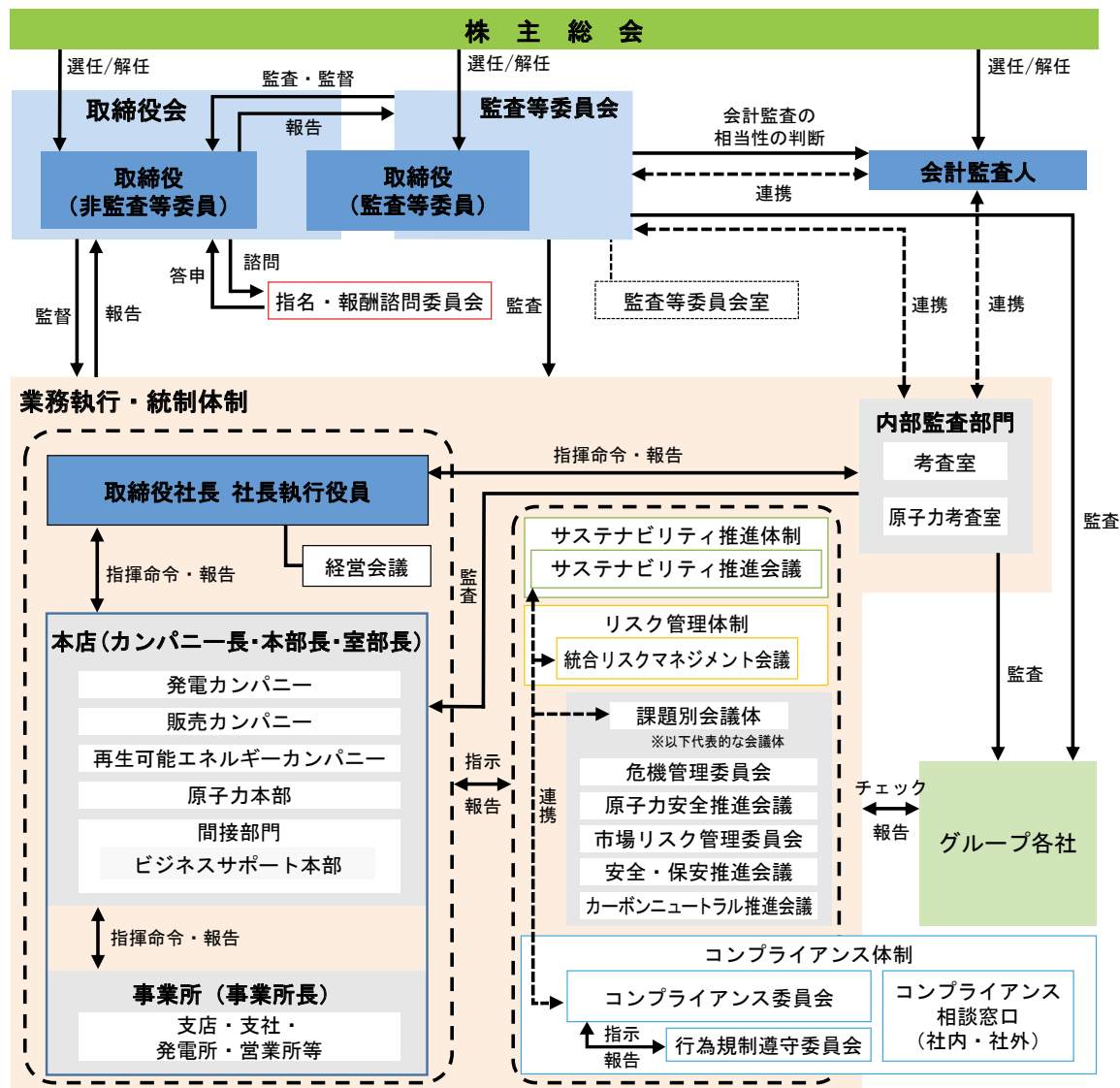
当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンスに関する報告書 等

URL: <https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/policy/governance/>



■コーポレートガバナンス体制図



〈株主提案〉

第4号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（193名）の議決権の数は、3,090個であります。

第4号議案（株主提案） 定款一部変更の件（1）

○議案内容

第1章 総則の（目的）第2条を以下の通り変更する。

（下線は変更部分）

（目的）

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1） 電気事業
ただし原子力発電は行わない。
- （2） 分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス
- （3） エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守
- （4） 冷水、温水、蒸気等の熱供給事業
- （5） ガス事業
- （6） 情報処理、情報提供サービス及び電気通信事業
- （7） 不動産の売買、賃貸借及び管理
- （8） 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理
- （9） コミュニティサポート事業
- （10） 廃棄物の処理及び再生利用
- （11） 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売
- （12） 前各号に附帯関連する事業

○提案の理由

福島原発事故から13年が経ちました。しかし13年という歳月が経ってもまだ緊急事態宣言は解除されず、放射能汚染が続いたまま帰還困難区域に指定された地域が広範囲に残っているために、避難生活を余儀なくされている人々が今もなお数多く存在しています。

さらに、昨年からは福島原発敷地内に大量に溜まり続けている放射能汚染水を海洋に放出する愚行が始まっています。30年以上続くとされているこの海洋放出が、海にどのような悪影響を与え、どのような被害をもたらすのかにも、多くの懸念の声が挙げられています。

その様な状況が続く中、新年早々能登半島地震が起きました。北陸電力の志賀原発は福島原発事故以降運転を停止しており、さらに珠洲市に計画されていた珠洲原発が住民の建設反対運動によって計画

凍結に追い込まれていたために、大量の放射能が撒き散らされる事態は免れましたが、様々に起こった被害状況を見れば、地震多発国・日本では原発を全廃する事が迫られていると考えざるを得ません。

そこで、原子力発電を行わないことを定款に明記することによって、原発からの撤退を宣言します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては、原子力発電は、安全確保を最優先に、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な電源であり、将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。国が策定したエネルギー基本計画においても、原子力発電は、「重要なベースロード電源」と位置付けられております。

また、昨年5月に成立した「GX脱炭素電源法」において、原子力発電が電気の安定供給の確保や脱炭素社会の実現等に資するよう国が必要な措置を講じる責務を負うことが法令上も明確化されるとともに、原子力の活用に向けた関連法の改正が行われております。

不安定な国際情勢によりエネルギー価格が高騰し、エネルギー安全保障の重要性がより一層高まるなか、当社といたしましては、引き続き特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を含め、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしてまいりたいと考えております。また、原子力発電の活用はカーボンニュートラルの実現のためには極めて重要と考えております。

こうした考えのもと、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、より高いレベルでの安全確保をはかりながら、まずは早期再稼働に向けて着実に取り組み、原子力発電を最大限活用してまいります。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第5号議案（株主提案） 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 女川原子力発電所の耐震安全対策・原子力災害対策の見直し

第39条 当社は、能登半島地震が突き付けた課題を直視して、女川原子力発電所の耐震安全対策、原子力災害対策を抜本的に見直す取り組みを早急に開始する。この取り組みを完遂するまで、女川原子力発電所2号機の再稼働を中止する。

○提案の理由

元日の能登半島地震で動いた海底断層は約150kmですが、北陸電力は志賀原発の審査の中でこれを

96km と過小評価していました。海底探査の限界、活断層の連動可能性を評価することの困難さを示しています。

女川原発においても、活断層の見落としはないのか、陸域を含めて連動可能性が過小評価されていないかが懸念されます。沿岸海域の断層の再調査、プレート間地震・海洋プレート内地震を含めた地震動の再評価、それらに基づく基準地震動の再策定が不可欠となっています。

また今回の能登半島地震では延長 100km 近くにわたって最大 4m 隆起するという、驚くべき地殻変動がありました。地殻の隆起・沈降等に対する原発施設の安全性についても、今回の地震から得られる知見を踏まえた再検証が必要です。

さらには、道路の寸断、家屋の倒壊の多発によって、広域避難と屋内退避を基本とする今の原子力災害対策が「机上の空論」であることが露わになりました。複合災害時の原子力災害対策は破綻したと言えます。

これらを抜本的に見直す取り組みが早急に必要であり、それをやり遂げることに無しに女川原発の再稼働はあり得ません。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

女川原子力発電所第 2 号機については、2020 年 2 月に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を得て、基準地震動も含め新規制基準に適合していることが確認されており、基準地震動に基づく安全対策工事を実施しております。「令和 6 年能登半島地震」については、原子力規制委員会において調査が行われるとともに、電気事業連合会および原子力エネルギー協議会（A T E N A）を中心に断層評価および地震動評価の影響等について検討を行うこととしております。当社といたしましては、こうした取り組みにより得られた知見も活用し、新規制基準への適合にとどまらず、さらなる安全性向上に今後とも努めてまいります。

原子力災害対策における屋内退避の運用については、原子力規制委員会において検討チームが設置され、2024 年度中の検討結果取りまとめを目指し、検討が進められていくものと認識しております。当社といたしましては、避難計画は住民の皆さまが円滑に避難するために重要なものであると認識しており、引き続き、実効性向上に向けて事業者としての責任を果たすべく、自治体等との連携を強化しながら、要員派遣や資機材提供などにより、事業者としてできる限り貢献してまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第6号議案（株主提案） 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 再生可能エネルギー電源の最大活用

第40条 当社は、再生可能エネルギー200万キロワット開発の達成時期を2030年とし、推進のための施策を早急に策定する。

○提案の理由

当社は、ここ数年来再生可能エネルギー200万キロワットの開発目標をたてています。達成時期を2030年以降としています。現在足踏み状態で進展が見られません。女川原発2号機の再稼働に注力するあまり、再生可能エネルギーの開発がおろそかになっていると懸念されます。定款に達成時期を2030年と明記することで、当社の本気度を内外に示す必要があります。

再生可能エネルギーの発電事業者が電力会社に送配電網への接続を申し込んでも、基幹送電線の容量不足を理由として、接続を拒否された事例が多々見られること、更に再エネ発電に対する出力制御は増加傾向にあります。早急に送配電網の整備増強に着手することが求められています。せっかくの再エネ電気を捨てる行為は容認できません。また、大容量蓄電池（電力系統用蓄電池）の開発、運用についても喫緊の課題です。対応が急がれます。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、再生可能エネルギーの責任ある事業主体として、社会全体の持続的な発展と中長期的な企業価値向上を目指し、東北6県および新潟県を中心に新規開発や出資参画を進めており、2023年度末時点では、33地点の新規開発プロジェクトに携わっております。

2023年度においては、青森県における陸上風力発電所の運転開始、北海道における陸上風力発電事業の開発、秋田県における2件の洋上風力発電事業への参画などにより、着実に開発実績を積み上げており、当社グループ全体での持分出力は、開発中の案件も含め約80万キロワットに到達しております。

当社といたしましては、引き続き事業環境や経済性を考慮のうえ、地域の皆さまのご理解をいただきながら、有望な案件の開発を適切なタイミングで進めていくこととしており、この考えのもと、2030年代早期に200万キロワット以上の開発を目指してまいります。

また、新規開発や出資参画にとどまらず、国の2050年カーボンニュートラル実現に向けた方針のもと基幹系統の整備・拡充を行うとともに、発電量の予測精度向上などによる出力制御の抑制、系統用蓄電

池事業への参入等を進めております。こうした取り組みを通じ、当社グループ全体で、積極的に再生可能エネルギーの導入拡大および最大限の有効活用をはかってまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第7号議案（株主提案） 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性廃棄物

第41条 当社は、核燃料サイクルの破綻に対応するため、放射性廃棄物及び使用済核燃料の数量を増加させないものとする。

○提案の理由

日本政府は、使用済核燃料を再処理し、加工して得られたMOX燃料を高速炉で発電に利用する「核燃料サイクル」を謳っています。しかし、サイクルの中核である高速炉「もんじゅ」は失敗し廃炉、六ヶ所村の再処理工場は着工から30年以上も過ぎたうえ、「2024年度上半期の早い時期」とされた完成時期の延期（27回目）も確実です。また、サイクルから生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分場も、長崎県対馬でも拒否され、文献調査は北海道寿都町と神恵内村のみですが、住民や周辺自治体の反発も強く、道は次の段階の概要調査に反対しています。しかも、2023年10月には約300名の地学専門家が「声明 世界最大級の変動帯の日本に地層処分の適地はない」を発表。「核燃料サイクル」は完全に破綻しています。

当社は、本年2月に女川原発敷地内の核燃料乾式貯蔵施設新設を審査申請しましたが、これも再処理工場未完成で使用済み核燃料を搬出できないためであり、核燃料サイクル破綻への対応と言えます。

生命への危険がなくなるまでに10万年かかるという高レベル放射性廃棄物（使用済核燃料を含む）を増加させることは、凶悪な犯罪に等しい許されない行為と考え、この提案をします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策では、ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害低減の観点から、原子燃料サイクルの推進を基本的方針としております。また、昨年5月に成立した「GX脱炭素電源法」において、国が廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化のための施策を講じ

ることが法令上も明確化されております。

日本原燃株式会社は、原子燃料サイクルの中核を担う六ヶ所再処理工場の早期竣工に向けて取り組んでおります。

高レベル放射性廃棄物について、国は地層処分を行う方針としており、その実現に向けて国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）が全国各地で対話活動や広報活動に取り組んでおります。また、地層処分に関する文献調査についても、本年2月より、国の審議会において報告書案の審議が行われております。

当社といたしましては、原子燃料サイクルの実現に向け、日本原燃を支援するとともに、廃棄物の発生責任者として、国やNUMOと連携し、地層処分事業への理解浸透に取り組んでまいります。

なお、女川原子力発電所敷地内に新たに設置する「使用済燃料乾式貯蔵施設」については、使用済燃料を発電所から搬出するまでの間、発電所の敷地内で一時的に貯蔵する施設として設置することとしたものです。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第8号議案（株主提案） 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 特別顧問等の廃止

第42条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、特別顧問等を廃止する。

○提案の理由

特別顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治（コーポレートガバナンス）の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂、日本たばこ産業（ＪＴ）、カゴメ、伊藤忠商事、三菱電機等、多くの国内企業が廃止しています。

当社は、株主の意見に押され、一昨年6月、常勤の相談役を廃止しましたが、高橋宏明氏が名誉顧問、海輪誠氏、原田宏哉氏2名が、未だに特別顧問に就任しています。彼らは、電力全面自由化が進展する中、

事故を起こせば福島原発に見られるように住民の故郷を奪う、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵を切るためにも、悪しき慣習でしかない特別顧問制度は廃止すべきです。

（この議案は、昨年も、株主の22%の賛同を得たので再提案します。）

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、会長・社長経験者に対し、必要に応じて非常勤の特別顧問を委嘱しております。

その役割は、主に東北・新潟地域の経済団体活動や社会貢献活動等を通じた当社事業への理解浸透等であり、これらの活動を通じて、当社の経営理念である「地域社会との共栄」に貢献しております。

特別顧問の委嘱にあたっては、定年や在任年数の上限等の条件を予め定めたうえで、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。また、同委員会は、特別顧問の選任について毎年審議し、報酬についても確認しております。

加えて、当社の重要な意思決定は、独立社外取締役が3分の1以上を占める取締役会のもとで行われており、特別顧問は、従前より当社の意思決定には一切関与せず、コーポレートガバナンス体制が適切に確保されております。

特別顧問制度については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ判断していくことが妥当であり、廃止の旨を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

以 上

—メモ—

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

－メモ－

Blank lined area for notes.

—メモ—

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

－メモ－

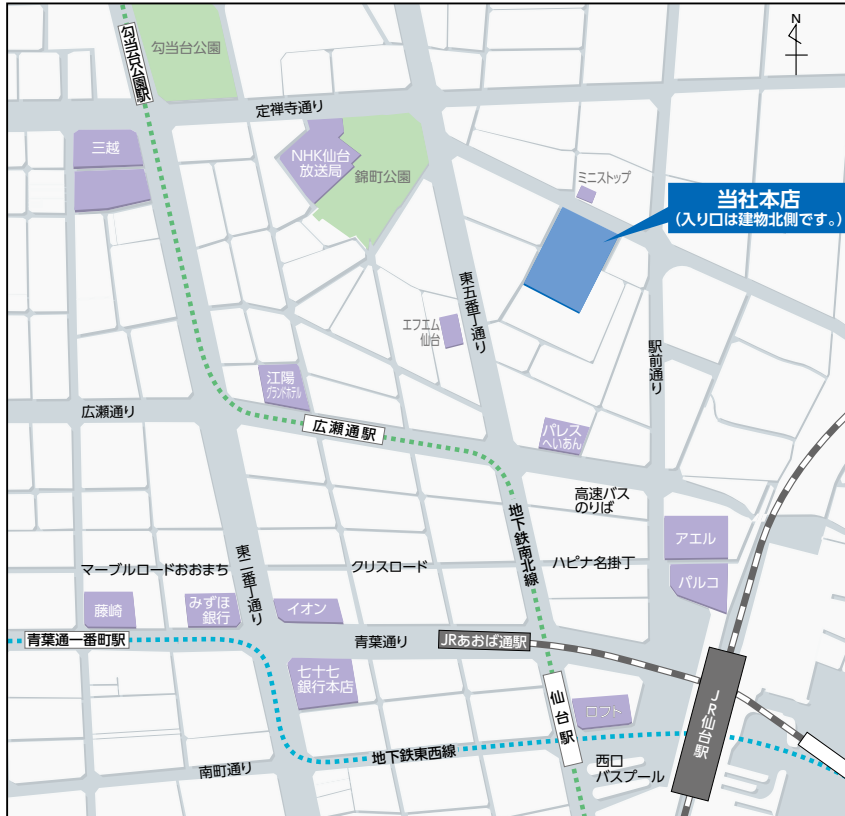
Blank lined area for notes.

株主総会会場ご案内

会 場 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店

※開催会場は、昨年同様当社本店となります。

会場付近略図



○駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関等をご利用願います。

交 通	J	R	線	仙台駅から徒歩約10分
				あおば通駅から徒歩約10分
	地	下	鉄	広瀬通駅から徒歩約9分（最寄りの出口は東2）
				仙台駅から徒歩約10分（最寄りの出口は北6）
				勾当台公園駅から徒歩約13分（最寄りの出口は南4）